

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千九百五十万円、資本準備金の額を四億二千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年七月二十三日

掲載頁 二頁

令和七年七月二十三日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター八階

ブルースカイ総合開発株式会社

代表取締役 上原 美樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千二百五十万円、資本準備金の額を一億九千四百九十七万五千円減少し、それぞれ二千万円、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九

号株式会社赤坂国際会計内

本橋建設ホールディングス株式会社

代表取締役 西野 貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇億七五〇〇万円、資本準備金の額を一〇億七五〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月十日

掲載頁 六十頁（号外第一五九号）

令和七年七月二十三日

東京都中央区日本橋人形町二丁目三一番一号

ティーエムディー・フリクション・ジャパン株式会社

代表取締役 デイヴィッド・ペインズ

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月十二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年七月二十三日

熊本県熊本市西区春日三丁目一五番六〇号

J R 熊本白川ビル四階 株式会社ローカル

代表取締役 吉永 安宏

保険業の廃止の公告

当社は、令和七年五月二十六日開催の株主総会の決議により少額短期保険業者を解散することとし、同株主総会決議について令和七年六月三十日、内閣総理大臣の認可を受けて、その効力が発生いたしました。

少額短期保険業者の解散がされた後について

も、当社との保険契約に基づき保険金の請求をされる方は、各保険契約の消滅時効完成までに当社に対し保険金請求のお申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは、消滅時効が完成したものと取り扱います。

以上、保険業法百五十四条の規定により公告いたします。

令和七年七月二十三日

静岡県沼津市大塚一四一番地

株式会社学校安全共済会

代表清算人 鈴木 克彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五百億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://smnn.jp/koukoku/om4_tmk/

令和七年七月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋

一丁目ビルディング

オーエム4特定目的会社

取締役 三品 貴仙

取消公告

令和七年六月十三日（号外第一三三三）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

令和七年七月二十三日

大阪市浪速区日本橋三丁目一番二一〇号

（甲）株式会社福山商事

代表取締役 福山 高

大阪市天王寺区石ケ辻町七番二三号

（乙）株式会社袴田カンテラフーズ

代表取締役 福山 直人

大阪市中央区上汐二丁目三番五号

（丙）株式会社フレスカ

代表取締役 福山 直人

正 誤

令和六年三月十五日（号外第五十八号）こども家庭庁告示第三号（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）（原稿誤り）

二ページ改正前欄一行目から三ページ一行目までは次のとおり誤り。

一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1（1）の注7を除く。）、第3、第4及び第5により算定する単位数に別にも家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1）の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

「号を加える。」

三ページ改正前欄二行目から四行目までは次のとおり誤り。

二 前号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

一〇〇ページ改正前欄一行目から八行目までは次のとおり誤り。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注7までを除く。）、2及び4から11までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注7までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

二 同上